

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***2022. 1. 19. ***☆

【人生の添乗員(R)】からのワンポイントメッセージ

均等配分できない資産の相続のしかた
～その1 自分の遺産相続に興味を持つ～

発行者：牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和

牧野FP事務所 公式サイト：<https://www.makino-fp.com>

☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***☆***通算第481号***☆

<第481号の目次>

■ 今週のテーマ

均等配分できない資産の相続のしかた
～その1 自分の遺産相続に興味を持つ～

■ 「人生の添乗員(R)」からのワンポイントメッセージ

■ 「人生の添乗員(R)」牧野寿和のプロフィール

■ 編集後記

それでは、
今週のテーマからはじめます。

*:**

■ 今週のテーマ

均等配分できない資産の相続のしかた
～その1 自分の遺産相続に興味を持つ～

*:**

今回から3回に分けて、
複数の子どもがいる家庭で、

自分の資産は戸建ての持ち家だけといった、
均等に分けることがむずかしい資産を
持っている親が、

自分の持ち物を、
どうやって、複数の子どもに、
円満に相続させることができるか、
その決め方を考えていきます。

一回目では、
まず、自分の資産に興味を持つことを、
考えます。

相続は親の責任

とかく相続というと、
相続税がかかる資産を持っている人のはなし、
と知っている方がいます。

しかし、近年家庭裁判所での、
相続に関する調停の半数以上は、
相続税のかからない遺産分割です。

言いかえれば、
親が自分の持ち物をそのままにして、
旅立ったために、

相続税はかからない相続で、
親が亡くなったあとに、
もめる子どもたちがいる。
ということです。

自分の子どもたちやその家族に、
親の遺産で悩まないため、
嫌な思いをさせないためにも、

親の責任として、
相続を考えることが大切です。

最初にする事

まず、
「自分は相続する資産はない。」
と、思っている人も、

自分の資産を洗い出してみましよう。

- ・現金
- ・預貯金
- ・株式や投資信託、保険などの金融資産
- ・持ち家や賃貸経営の不動産資産
- ・自家用車
- ・庭の植木
- ・宝石や貴金属、骨とう品
- ・負債（住宅ローンの残高や借金など）

といった自分の持ち物をすべて書き出し、一覧表を作成します。

そして、現金や預貯金は現在の残高を、それ以外は、今その資産はいくらで売れるか？その金額も調べてその表に書き加えます。

これで、自分の持っている資産額と負債額を、「一覧表」にして把握することができます。

以外とってはなんですが、「結構、持っている！」と、おどろく人もいるでしょう。

相続税がいるか確認する

この段階で、自分の資産に相続税がかかるのか確認します。

もし、かかるのであれば、適切な節税の対策も必要になることを認識して、必要であれば実行に移します。

相続税がかかるかの判断は次のようにします。

相続税は、課税の対象になる財産（上記の「一覧表」を参考にします）から、非課税のものや債務・葬式費用などを、引いた金額が、「課税の対象額」になります。

ただし、「基礎控除」といって、 $3000 \text{万円} + 600 \text{万円} \times \text{「法定相続人数」}$

この算出式で計算した金額（「基礎控除」の額）が、
上記で算出した「課税の対象額」より
大きな金額であれば、
相続税はかかりません。

相続税の納付が必要かどうかは、
「基礎控除」の額を計算すれば、
簡易的に知ることができます。

なお、この記事での「法定相続人」とは、
配偶者と子どもたちのことです。

相続税の納付が必要な資産をお持ちで、
その相続税のおおよその納付額は、

自治体や税理士会などが主催する
無料の相談会などに、
上記で作成した資産の一覧表を持って、
相談してもいいでしょう。

また、詳細な相続税の計算は、
相続の業務経験が豊富な税理士に、
ここは費用がかかっても、
依頼したほうがいいでしょう。

子どもには不要なものは相続しない

次に、作成した「一覧表」を見直してください。
相続しなくてもいいものが、
あるかもしれません。

たとえば、借金です。

それから、すでに子どもたちが、
実家とは別の場所で持ち家があれば、
実家は、自分たち親が亡くなったあとは、
不要なものになるかもしれません。

子どもたちにとって、
両親が亡くなったあと、
実家を空き家にしているても、

この実家の固定資産税は、
相続する子どもが決まらなくても、
子どもたちの誰かが納付することになります。

また、子どものうちの誰かが相続すると、
たとえ相続税はかからなくても、
登記の移転のためや建物維持の費用、
上記の固定資産税といった
今まではなかった家計からの出費が、
必要になりかねません。

つまり、子どもたちにとって不要なものは、
自分で処分して、
旅立つ計画も必要なのです。

一覧表を参考に資産を分ける

子どもたちに残していくもの、
自分が処分していくもの、
その選別は、
作成した「一覧表」を使ってします。

この作業は、
均等配分できない資産での相続では、
重要なところのひとつです。

詳しくは次回お話いたします。

■「人生の添乗員（R）」からのワンポイントメッセージ

相続をするための準備！

まずは、恐れずに、

自分の資産すべてを知ることです！

■人生の添乗員（R）牧野寿和のプロフィール

:

日本で唯一「人生の添乗員（R）」を名乗れる

公正中立な独立系ファイナンシャルプランナー

創業 19 年目

1958 年 名古屋市生まれ、大学（東海大学卒業）以外は、名古屋で生活をする。

1982 年～2001 年 旅行会社に勤務。業務で世界各地を廻っていた時、日本の方と他国の方々のお金との付き合い方の違いを感じていた。そんな時渡米した折に、初めてファイナンシャルプランナーの存在を知り、日本でもこの業務の必要性を認識する。

2003 年 牧野 FP 事務所を創業。
2018 年から牧野 F P 事務所合同会社を設立。

これまでに、延べ 1100 件以上の様々な相談に対応。

現在は、相談者へのプランニングの助言と提案を主な業務とし、

相談者に、安心できる生活が送れるように、

丁寧な業務を心がけている。

<保有資格>

- ・ NPO 法人日本ファイナンシャルプランナーズ（FP）協会 CFP（R）認定者
- ・ 1 級ファイナンシャル・プランニング技能士（資産設計提案業務）
- ・ 福祉住環境コーディネーター
- ・ 総合旅行業務取扱管理者 など

<取材協力>

メ～テレ（名古屋テレビ）「UP！」

<執筆>

「銀行も不動産屋も絶対教えてくれない！
頭金ゼロでムリなく家を買う方法」河出書房新社

<監修>

「空き家」に困ったら最初に読む本」河出書房新社

現在、相談は、名古屋市内はもとより
愛知、岐阜、三重県、
首都圏や関西にも
リモートでお会いする機会が増えました。

「人生の添乗員（R）」は、

他人を気にすることなく、
相談者ご自身にとって
有益な提案を心がけています。

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

■編集後記

::*:*:*:*:*:*:*:*:*:

自分が亡くなったあとは、

子どもたちに任せる！

事業の経営では、
可能かもしれません

しかし、家計の経営では、
任せる前に、
事前の打ち合わせが欠かせません！

【人生の添乗員（R）】からのワンポイントメッセージ

本年もご愛読のほど、
よろしくお願い申し上げます。

「人生の添乗員」「人生の行程表」は牧野寿和の登録商標です

■ 【人生の添乗員（R）】からのワンポイントメッセージ

発行：

牧野FP事務所合同会社 代表社員 牧野寿和
〒467-0823 名古屋市瑞穂区津賀田町2-86

■登録・解除は、ご自身でお願いいたします。

こちらから出来ます。

<http://www.mag2.com/m/0001575058.html>

■本メルマガに関するご意見・お問い合わせはこちらまで
お願いいたします

E-MAIL : makino.fp@beach.ocn.ne.jp

牧野FP事務所合同会社 公式サイト : <https://www.makino-fp.com>

■記事内容に関してのトラブル等について当方では一切責任を負いかねます。
ご自身の責任でご判断下さい。
